

特定薬剤管理指導加算2の算定について

[対象患者]

保険医療機関（連携充実加算を届出ている場合に限る）において、抗悪性腫瘍剤が注射されている悪性腫瘍の患者であって、化学療法のレジメン（治療内容）等について、文書により交付されているもの。

当院では、原則、外来化学療法センターで抗悪性腫瘍剤の注射による治療を行うすべての患者さまに、レジメン情報（治療内容）が記載された文書を交付しております。※副作用情報共有シートは、当院で連携充実加算を算定予定の患者さまのみ交付しております。

[算定要件]

1) 保険医療機関で、抗悪性腫瘍剤を注射された患者について、当該患者の治療内容等を文書により確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合であって、当該患者の同意を得た上で、調剤後の抗悪性腫瘍剤の服用に関し、電話等により服用状況、副作用の有無等について患者に確認し、当該保険医療機関に必要な情報を文書等により提供した場合には、特定薬剤管理指導加算2として、月1回に限り100点を所定点数に加算する。

抗がん薬情報共有シートをHPに公開しております。必要項目をテンプレート化した様式1と自由記載が可能な様式2を公開しておりますのでご自由にお使いください。

2) 当該加算における薬学的管理及び指導を行う保険薬剤師は、原則として、保険医療機関のホームページ等でレジメン（治療内容）を閲覧し、あらかじめ薬学的管理等に必要な情報を把握すること。

レジメン情報を当院ホームページにて公開しております。特定薬剤管理指導加算2の算定が可能な経口抗がん薬を含むレジメンには「★★★」のマークを付けております。